

平成27年度特別支援教育重点課題

発達障害を含めたすべての障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援の充実を図り、特別支援教育の一層の充実をめざすとともに、共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育の理念の啓発及びシステムの構築を進めていくことを目的として、次のことを重点課題として取り組む。

1 特別支援教育の充実

- (1) 平成23年9月に策定した「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」に基づき「わかる」「つなぐ」「自立する」の3つのワーキンググループにおいて研究を進め、具体的な指導及び支援の充実を図っているところである。平成25年度に編集・発行を行った『すべての子どもが「分かる」「できる」授業づくりガイドブック』及び平成26年度編集・発行の『すべての子どもが「分かる」「できる」授業づくりガイドブックー実践事例集ー』を基にした一人一人の特性に応じた分かりやすい授業実践力の向上を目的とし、取り組んでいる。今年度は、学校種を超えた切れ目のない支援を「つなぐ」仕組みづくりの構築とすべての子どもが「分かる」「できる」ユニバーサルデザインの考えに基づく授業づくりを進めるため、県内で4つの中学校区を指定するとともに、文部科学省の「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業」の指定を受け、特別支援教育を総合的に推進する事業に取り組む。
- (2) 小学校、中学校、高等学校等の通常の学級に在籍する発達障害を含めた障害のある児童生徒の指導及び支援の充実のため、各学校に配置した特別支援教育学校コーディネーターや校内委員会が核となって「巡回相談員派遣事業」の取組を有機的に結び付け、校内支援体制の強化と共に、特別支援教育学校コーディネーターの更なる専門性の向上を図る。
- (3) 各障害種別の特別支援学校において教育課程に関する研究集会を実施し、学習指導要領に基づく適切な指導及び支援の充実に向けて、実践発表、研究協議等を実施する。また、特別支援学校が特別支援学級に対して、児童生徒の実態把握、適切な指導、必要な支援等について助言援助を行う事業を実施するセンター的な役割を果たすとともに、特別支援教育の一層の充実を図る。
- (4) 本県の病弱特別支援学校の今後の在り方について、高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会を設置し、教育内容の充実や専門性の向上等について検討し、協議するなど特別支援学校の一層の充実を図る。

2 適切な就学の推進

- (1) 障害のある幼児児童生徒や特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒への適切な指導及び支援の在り方、就学に関する相談に対応するため、「障害者教育支援

委員会」を設置し、障害の判定のみならず、教育全般にわたり医学的分野や教育的分野において助言を受けて、特別支援教育の充実を図っている。また、特別支援学校が保護者や福祉保健所等の関係機関からのニーズに応じる早期からの教育相談事業についても継続して実施する。

- (2) 教育上特別な支援や配慮が必要と思われる幼児児童生徒の適切な就学を推進するため、市町村教育委員会との連絡協議会を開催し、各市町村における取組についての情報交換、当面する課題について研究協議を行い、担当者の専門性の向上を図る。

3 進路指導の充実

- (1) 特別支援学校において、生徒の円滑な社会参加を促すために、生徒及び保護者に対して卒業後の進路に関する研修や、職場見学等を行う事業を実施し、早い段階から自己の進路や生き方について協議することで、特別支援学校の進路指導の更なる充実を図る。また、それぞれの機関が課題改善のために実施している施策について共通認識をもち、関係機関と連携した理解啓発や就労支援の取組を進める。
- (2) 教育、福祉、労働の関係機関が当面する進路指導上の課題や進路保障について協議し、特別支援学校の進路指導の更なる充実を図る。それぞれの機関が課題改善のために実施している施策について共通認識を持ち、障害のある生徒のよりよい社会参加につなげる。
- (3) 知的障害特別支援学校に就職アドバイザーを配置し、現場実習先や事業所の開拓を行うことにより、進路先の拡大及び卒業生の就職率の向上を上昇させ、キャリア教育の充実を図る。

4 特別支援教育の理解推進

- (1) 特に配慮を要すると思われる子どもに早い段階から気づき、支援し、つなぐ仕組みを構築するために、発達障害等の理解啓発リーフレットの配布や「引き継ぎシート」の活用を積極的に推進する。
- (2) 共生社会の実現をめざすためのインクルーシブ教育システムの理念を普及するため、各種会議、協議会、研修会等で説明を行うとともに、特別支援学校において、交流及び共同学習を推進し、特に居住地における交流及び共同学習に積極的に取り組む。
- (3) 本県の特別支援教育の現状及び課題、課題改善に向けた施策について、ホームページ等を活用し積極的に情報提供を行う。